

## 佐賀県人事委員会細則第一号

佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則（昭和四十八年佐賀県人事委員会細則第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

事務局長 宮 地 茂 喜

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 時間外勤務代休時間の指定に関する事務

### 附 則

この細則は、平成二十二年四月一日から施行する。